

香川県条例第20号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立の認証の申請等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>8 法第10条第4項の規定により補正しようとする者は、補正後の申請書又は当該申請書に添付した書類を添付して、規則で定める様式による補正書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(設立の認証の申請等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>8 法第10条第3項の規定により補正しようとする者は、補正後の申請書又は当該申請書に添付した書類を添付して、規則で定める様式による補正書を知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。